

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	65	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	37の5-3	不利益処分の種類	充てん設備の基準適合命令	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (基準適合命令) 第37条の5 充てん事業者は、その設備が前条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 充てん事業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って供給設備に液化石油ガスを充てんしなければならない。 3 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第二項又は前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って充てんすべきことを命ずることができる。						
[参考条文] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) 第37条の4(充てん設備の許可)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定